

## 様式 C-19

### 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2005～2008

課題番号：17530382

研究課題名（和文） 戦前期沖縄のハンセン病問題と「生活世界としての療養所」に関する理論的・実証的研究

研究課題名（英文） Sociological Studies on the Social Problem of "Leprosy" and the Sanatorium as a Life-World in Okinawa before World War II

研究代表者 中村 文哉、山口県立大学・社会福祉学部・教授、研究者番号 90305798

研究成果の概要：本研究は、戦前期の沖縄におけるハンセン病問題をめぐる社会的現実の諸相について、沖縄愛楽園入園者からの聞き取りと、当時の沖縄社会の世相を示す記録・資料およびハンセン病問題に関わる新聞記事・手記・自伝とをつきあわせながら、実証的・理論的に解明するものである。本研究を通して、当時の沖縄本島の罹患者たちは、最終的に医療行政からもシマ社会からもみはなされ、行路病死する危険性を抱まされていた。そのために、沖縄では何らかの保護施設の構築が必要であったが、沖縄県はその構築にしばしば失敗したために、当時のハンセン病患者には窮乏が差し迫っていた。本研究を通して、以上のことを見明らかにした。

#### 交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
17年度	1,000,000	0	1,000,000
18年度	900,000	0	900,000
19年度	900,000	270,000	1,170,000
20年度	700,000	210,000	910,000
総 計	3,500,000	480,000	3,980,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：ハンセン病、沖縄社会、青木恵哉、愛楽園、隔離所、「救癒」活動、

#### 1. 研究開始当初の背景

戦前・戦後を通して、沖縄県は、全国に比して、ハンセン病の有病率が高かった。1928年（昭和3）の沖縄県議会では、那覇市内を浮浪するハンセン病患者の増大が問題視された。だが、当時の沖縄県には、ハンセン病患者を保護する施設（保養院）はなく、沖縄県によるその構築計画も、数度にわたり頓挫していた。こうした状況のなか、ハンセン病患者は、どうやって生活していたのだろうか。この問い合わせが、本研究の出立点である。

特に沖縄本島に療養所がなかった時代（1932年11月以前）、ハンセン病患者たちは、どのような現実を経験し、如何なるニーズを共有しあっていたのだろうか。換言すれば、この問い合わせは、当時のハンセン病患者の視座から、シマ社会の住人（シマ人）ないし沖縄社会のあり様を照射することにより、療養所がなかった時代の沖縄本島区のハンセン病問題の諸現実を実証的に明らかにすることを、意味する。

沖縄本島にハンセン病療養所「國頭・愛樂

園」が開園したのは 1932 年であったが、この療養所は、熊本市の「回春病院」から派遣された青木恵哉という大和人にして一ハンセン病患者の「救療活動」を端緒に構築された。この意味で、愛樂園は、他では例をみない「患者立」の療養所である。しかし、なぜ、こうしたことが可能になったのだろうか。この点は、本研究の出立点として先に指摘した問い、即ち療養所がなかった時代にハンセン病患者たちがおかれていた状況と、関わりがあるのだろうか。本研究の背景となった問題関心は、以上のように整理できる。

## 2. 研究の目的

上記の問題関心のもと、本研究の目的は、療養所がなかった時代において沖縄のハンセン病患者が経験した社会的現実の諸相を明らかにし、そこから当時の沖縄社会におけるハンセン病問題の特質を照射することである。従って、本研究の第一の主題は、まずこれらを実証的に解明することにある。

さて、本研究の第二の主題は、ハンセン病をめぐる〈病の民俗〉(即ち沖縄の各々のシマ人=常人のハンセン病に関する対する俚言・迷信・口説・説話などの意味構成)を明らかにすることにある。更に、本研究の第三の主題は、当時の沖縄のハンセン病患者にとって、〈隔離所〉での生活の現実とその意味を考察し、当時のハンセン病患者たちにとって、そして当時のシマ人(常人)にとって、ハンセン病療養所の構築がもつ社会的な意味を引き出すことにある。

## 3. 研究の方法

上記 2. で示したように、本研究は、療養所がなかった時代において沖縄のハンセン病患者が経験した社会的現実の諸相を実証的に明らかにし、そこから当時の沖縄社会におけるハンセン病問題の特質を実証的に引き出すことを目的とする。そのためには、1872 年の「廃藩置県」(琉球王国の政治的滅亡／琉球藩の成立)から、愛樂園が開園される 1930 年代までの関連文献・資料の検索、ならびに当時を生きた人／当時を知る人たちからの聞き取り調査ないし生活史調査が、重要になる。しかし、当時の社会的現実の諸相を物語る有効な資料・文献に関しては、去った沖縄戦の戦禍により焼失したものが少なくない。このような資料・文献の制約があるなか、愛樂園設立の実質的な功労者である青木恵哉の自伝『選ばれた島』(1972.新教出版)のテクスト、および『沖縄県ハンセン病問題集成 資料編』(2006.沖縄愛樂園自治会)に示された彼の数葉の書簡は、当時のハンセン病患者たちの現実を的確に伝えるエスノロジ

ーとしての価値をもつ。本研究では、青木のテクストを、可能な限り他の資料・文献と照合させながら、社会学的に解釈し、また愛樂園入園者たちの聞き取り調査から、青木の語りの「裏」をとる手法により実証性を確保することに努めた。なお、青木のテクストをエスノロジーとして解釈することの理論的意味と狙いについては(中村,2008)で、論述した。

## 4. 研究成果

### 4-1. 沖縄県と療養所構築計画

#### ——嵐山事件の諸相——

本研究の当初の構想は、沖縄戦に至るまでの沖縄のハンセン病問題の社会的現実に関する通史を、当時のハンセン病患者の見地から再構成し、沖縄のハンセン病問題の特質を引き出すことにあった。拙稿「複数の嵐山事件」の歴史的一社会学的考察は、その先陣を切る作業の一つとして位置づけられる。

この事件は、名護町、今帰仁村、羽地村の分水嶺をなす嵐山に、沖縄県が、ハンセン病療養所を極秘裏に着工していたことに端を発し、周辺のシマ住民を巻き込みながら、1931 年から 32 年にかけて起きた大がかりな建設反対運動とされている。だが、この反対運動は、シマ人たちのハンセン病への忌避にのみ還元しえぬ複雑な脈略をもっていた。この反対運動は、当時、大宜味村で展開されていた村革新運動の主体であった「大宜味村革新同盟」の指導と連帯により組織された。大衆を組織した点で、嵐山事件は当時の沖縄ではまだ珍しい社会運動としての性格を持つ。だが、大衆を組織した点で、この運動には、ハンセン病療養所の構築はどうでもよく、みんなが参加するから自分も参加するといったスタンスをはじめ、療養所の構築は賛成だが、不便で環境の悪い嵐山に建設するのは反対であるというスタンスの者も参加した。後に「沖縄タイムス」社主となった上地一史は、後者のスタンスで反対運動の先頭に立った。このように、反対運動の参加者にとってこの事件が持つ意味は複数性を帯びる。

ところで、この事件には、当のハンセン病患者であるが、直接には登場しない。この事件の対立軸は、各シマ住民と沖縄県との間にあった。民意を十分に掬い出せない沖縄県の行政手腕の未熟さと、長年に及んだ薩摩藩による植民地支配に疲弊した沖縄経済の惨状、そしてそれを露骨に反映させた当時の沖縄社会の主意性の自失等、アノミックな現実が、その背景にあった。この点で、当時のハンセン病患者たちは、沖縄社会が歴史的に抱え込まれた社会なしわよせを、そのまま被る存在の一人であったことになる。

療養所がなかった時代の沖縄のハンセン病患者たちがおかれた社会的な位置をこの

ように考えるならば、沖縄のハンセン病問題の本質を捉えるには、療養所がなかった時代に、多大な苦悩・不利益を抱え込まれたハンセン病患者とその患家の現実を踏まえるところから出立する必要がある。

戦後沖縄のハンセン病医療の功労者である犀川和夫は、沖縄のハンセン病の消長が「本土」に比して30年の遅れをとったことを指摘している。事実、沖縄のハンセン病療養所の構築・整備、そして地域的な病気の消長も、「本土」よりも遅れており、そのこと自体が、沖縄のハンセン病問題がおかれていた特殊な事情を象徴している。このように考えても、沖縄のハンセン病問題の本質を捉えるには、やはり療養所がなかった時代に出発点を定める必要がある。

#### 4-2.ハンセン病患者の現実

##### ——〈隔離所〉での生活とその現実——

以上の研究成果を踏まえ、沖縄本島に療養所がなかった時代に、ハンセン病患者たちは、どのような生活をしていたのかを考察したのが、拙稿「ハンセン病罹患者の〈居場所〉——沖縄社会と〈隔離所〉——」ならびに「〈渡り〉が拓く〈もう一つの社会〉——後原〈隔離所〉時代の青木恵哉——」である。両稿とも、先述した青木恵哉の『選ばれた島』をエスノグラフィーとして読み込み、そのテクストを他の資料・文献と関連づけながら、社会学的に読み解いたものである。

沖縄では、一般的に、ハンセン病を発病しても、その症状が人目につかない間は、ヤーダマイ(家族との同居)ができた。だが、症状が周囲のシマ人の視線に引っかかりだと、シマ人から忌避されたり、区長などを通して、ガマ(洞窟)や海岸、山中、墓地等、シマが定めた〈隔離所〉に行くよう勧告(場合によっては強要)される。患家は、例外はあるが、食料品や生活物資の提供等、〈隔離所〉にいる自家の患者の扶養義務を負わされた。

他方、患者たちは、生リジマ(出身のシマ)への立ち入りが禁じられた。大正期から昭和初期にかけての沖縄社会は、経済的に不安定であったこともあり、台風被害など患家に一大事が起きると、家からの援助が途絶えるケースが多かったことが推測される。そうなると、患者は生リジマ出身以外のシマへ物乞いに出ることになる。青木の記述によると、こうした物乞いは山原から那覇までに亘り、その道中には、シマはずれの自然ガマなどを利用した患者の〈集合所〉が構成され、そこを中継点に物乞いの渡り(=浮浪)が行われていた。因みに、先述した1928年(昭和3)の「沖縄縣議会」では、那覇市を浮浪するハンセン病患者たちの問題、即ち当時の沖縄縣の懸案事項であった療養所問題に関する質疑がなされたが、その背景には、こうした事情があ

った。なお、当時のシマロ(沖縄方言)でハンセン病患者を「クンチャ一(乞者)」と呼称したが、それは「物乞いする者」に由来する。

沖縄本島には「恨みクンチャ一」という迷信があった。それは、「物乞いに来たハンセン病患者を邪険に扱うと自分も罹患する」という迷信である。そのため、当時のハンセン病患者は、物乞いにより、生き延びることができた。だが、ここには、一つの落とし穴があった。当時の浮浪患者たちは、歩くことができるうちは、物乞いにより生きながらえることができたが、その主症状として、四肢に神経麻痺をきたすこの病気の患者の多くは、怪我に起因する敗血症や破傷風などの感染症への併発に対して、余りにも無防備でありすぎた。勿論、これには、裸足という当時残存していた古い生活習慣も大きく災いした。

『選ばれた島』によると、本部の〈隔離所〉で生活していた「源次郎さん」は、家族の者が来なくなったので、やむなく物乞いを始めたところ、足に傷を創って感染症を併発し、青木の介抱により、一時は小康を取り戻すも、結局、死亡してしまう過酷な終末を迎えた。これは1927年から1930年まで、青木が備瀬・後原の〈隔離所〉で生活していたときの出来事であった。

何の治療もなされぬまま、〈隔離所〉や〈集合所〉、あるいは行路で病死してしまい、後は誰にも顧みられない。社会的転落ともいべき、こうした〈野垂れ死に〉の現実が、当時のハンセン病患者の浮浪漂泊の過酷な行末であった。

こうした現実を踏まえると、自給自足が可能な環境の下に〈隔離所〉を設置し、金品をも給付した金武はもとより、シマからの〈隔離〉を議決し、患家に20円を給付した伊計のシマ社会の方が、まだハンセン病患者とその患家に寛容であったといつてよい。

こうした現実と関わるようになり、更に金武の〈隔離所〉の生活水準の高さに衝撃を受けた青木は、患者が安心して暮らすことができ、そして同時に医療行為も行うことのできる療養所が、沖縄本島にこそ、必要であるとの考えを強くしていった。次の青木の書簡は、そのことを的確に表現している。

「…其家族親類との関係もあり自然他国他縣にて土になる事をいとふ根強い思想がありますので たとへ生活は心配でも生地で死ぬ事を以って幸福として居る筈でありまして沖縄にはどうしてもひとつの療養所を造らねば沖縄の救癒事業は全ふされまいと存じます」(1934.10.18.,宮川量宛書簡)

#### 4-3.青木恵哉の〈救癒活動〉

上記で確認されたのは、療養所がない時代

における沖縄本島のハンセン病患者がおかれていた社会的境遇である。〈野垂れ死に〉への可能性を掴まされていた現実から照射できる当時のハンセン病患者たちの最低限の社会的ニーズとして、物乞いをせずに済むだけの日常的な生活物資の給付、金武の例外的なケースはあったが、過酷な〈隔離所〉生活へと患者を排除せずに済む療養生活の構築、そして治療体制の構築といったことが、指摘できる。これらのニーズを一挙に解決できるのが、療養所である。

「国倍訴訟」勝訴後のハンセン病問題の今日的位相のなかで、ハンセン病療養所は、元患者への人権侵害のアリーナとして位置づけるのが、一般的である。更に、ハンセン病療養所が「らい予防法」に基づきけられた施設であることを享け、ハンセン病療養所は、「人権抹殺の論理」を象徴する「隔離」というカテゴリーとセットで捉えられることが多い。確かに、両者の間に、政治的な回路は存在した。だが、療養所がなかった時代の沖縄本島のハンセン病患者たちがおかれた現実を踏まえると、療養所の構築は、こうした回路とは一切関わりなく、青木をはじめ、当時を生き抜いていた患者たちの利害を一挙に解決できる切実な願いであったことになる。誤解を避けるために、より簡潔に表現しなおすと、当時の沖縄社会においては、患者の〈野垂れ死に〉という過酷な現実を回避するために、「隔離」という問題との関連を離れて、療養所が必要とされた現実があった。

沖縄のハンセン病問題の歴史を考える際に重要な点は、1931年の改正「癪予防法」の成立や既に構築された療養所に議論の出立点を求める仕方ではなく、同法成立以前、療養所開園以前のハンセン病問題の現実を照射することにその出立点を求めることがある。この点を捉え損ねると、「沖縄・愛楽園」が患者立の療養所となつた所為、更には沖縄のハンセン病問題の歴史が、「本土」のそれと比べて、独自の展開になつていった所為を、捉え損ねる。

このことを作業仮説に、療養所がなかった時代の沖縄本島、とりわけ山原の患者たちは、どのような生活を送っていたのか、そして当時の山原のハンセン病患者にとって、青木恵哉とは、如何なる人物であったのかを、まず考察する必要がある。患者立の療養所がなぜ生まれたのかを明らかにするという研究の最終的なステージへと赴くには、そのための橋頭堡として、これらの点を明らかにする作業は欠かせない。換言すれば、青木による患者立の療養所がなぜ生まれたのかを問うことは、なぜ青木は、そのような偉業を成し遂げることができたのかを問うことでもある。本研究では、この大きな問い合わせに迫るためのステップとして、青木の沖縄での〈救癪活動〉

のあり様とそのミッション(使命)をとりあげ、そのミッションが周囲のハンセン病患者たちに、どのように解釈され、何をもたらしたのか、考察した。

1893年4月8日に徳島で生をうけた青木は、15歳頃に癪病し、三度の四国遍路に出た。四度目の遍路の途中、足を悪くしたため、1915年、大島療養所仮収容所に入所し、翌年、大島青松園に入園した。青松園では指導的立場のクリスチヤンであった三宅官之治と長田穂波の知己を得、受洗。1922年、実父の訃報に接し、帰省したが、青松園には戻らず、徳島の被差別部落や四国遍路への伝道を志したが、足を悪くしたため、東京の全生病院への入園を決意した。だが、途中の神戸で熊本の回春病院をめざし、1923年、同病院に入院した。回春病院での青木は、盲人や病人の世話を一手に引き受けるなど、奉仕活動を精力的に担い、院内教会でも中心的人物になるまでの信頼を、周囲から得た。だが、院内の人間関係に失望し、キリスト教の病院構築を構想して四国遍路筋の伝道に再び着手したが頓挫し、回春病院長のリデルに呼び戻され、断り続けた沖縄伝道を享けた。

1927年に、青木は沖縄に上陸。爾来、一ハンセン病患者による沖縄での〈救癪活動〉が始まった。青木の〈救癪活動〉は、回春病院がそれまでに培った人的ネットワークを基盤に展開された。回春病院では、毎年、沖縄への聖職者派遣を行っていたが、1919年、ハンセン病患者であった岸名信若を派遣した。だが、岸名によるこの伝道は各シマでの迫害にあい、実りある成果を得ることができなかった。しかし、その意義は重大であった。

回春病院から沖縄への支援活動は、当地の患者たちに受け入れられ、認知されるようになっていった。伊江の知念八郎、本部の比嘉権太郎といった理解者を中心とした〈病縁ネットワーク〉とでもいべき社会関係が構成され、ハンセン病患者たちは、大宜味ー伊江ー今帰仁ー本部へとサバニで渡る航路を拓いていた。青木は、この〈病縁ネットワーク〉を足場に、〈救癪活動〉を広げていった。

沖縄のハンセン病患者と生活を共にするべく、青木は「どん底に身をおく」ため、粗末な古着に着替え、1927年から1930年までの四年間、備瀬・後原の〈隔離所〉の小屋に住まい、〈救癪活動〉を行った。ここに、青木の沖縄でのミッションの一端が窺える。

青木は、熊本からバリカンを持参して、伸び放題の患者の頭髪を整え、食事を共にし、〈隔離所〉を清掃し、特に後原の〈隔離所〉にはトイレや水タンク、花壇等を構築した。また、患者に簡単な治療も施し、場合によつては大風子油の処方もした。また、〈集合所〉で落ちあつた子供たちには、飴玉や駄菓子をお土産として渡した。そして、聖書の言葉を

伝え、聖歌を教えた。これらの努力は、希望を失った当時のハンセン病患者たちに、「生きる瀬」をとりつけ、生きることの意味をとつとつと訴えかけ、〈流れのままに身をまかせる〉ニヒリストイックな生き方を異化させることへの配意であった。つまり、それは、青木自身が、実際に、こうした〈心の闇〉を異化させる生き方を実践することにより、閉ざされた患者たちの心をもう一度開いていく営みであった。こうして、〈隔離所〉や〈集合所〉のなか、あるいは患者の心のなかに、それまで自失していた生の秩序を蘇生させること、それが青木の沖縄でのミッションの実質であった。そして、このミッションの達成は、それまで互いに無関心であった人たちの間に、「病友」という間柄／共同性が陶冶され、〈隔離所〉や〈集合所〉のなか、あるいは患者の心のなかに、〈もう一つの社会〉／〈新しい秩序〉を構成することを可能ならしめた。

当時のハンセン病患者たちは、「らい予防法」によってではなく、シマの内法的な定め(シマの社会秩序)により、〈シマの外の世界〉に追放された。そこはニヒリズム的退廃を誘う〈絶望の領野〉であった。だが、青木の営みは、この〈絶望の領野〉のさなかに、追放者たちによる〈もう一つの社会〉を構成することにあった。その足場となつたのは、青木恵哉という人物そのものであり、その人格は宗教的信仰に基づけられていた。

晩年のデュルケームは、社会とは宗教が変容したものであると説いたが、青木の営みは、まさに、そのことを実証したといえよう。

青木のこうした実践を可能にしたのは、青木自身の信仰である。更に、そこには「宗教病院の構築」という青木自身の大いなる野望があった。こうしたことが、青木の行為を主観的に起動させていた。それに加え、そこにはまた、多くのハンセン病者がその道中のさなかにあり続けた四国遍路をはじめとする各地での伝道経験、青松園と回春病院で培つた医療的な介抱や援助など、青木をして沖縄に渡るまでに備えられていったこうしたキヤリアの涵養と、それを涵養せしめ、回春病院が拓いた沖縄の〈病縁ネットワーク〉というツールを青木に授けた社会的環境 *milieu* という二重の要因を考えなければならない。

逆説的ではあるが、それらの事情に相俟つて、青木が赴いた当時の沖縄には、療養施設が一切なかったということも、青木の営みを主観的に動機づける偶然的な一因になつていたということもできよう。

このように考えると、青木自身の主観的な構えと彼を取り巻く社会的環境とが出会い、更に、そこに青木の〈救癒活動〉が展開された沖縄には療養施設が一切なかったという過酷な事情とが相俟つて、一患者による療養

所の構築という沖縄県にはなしえなかつた偉業を、可能ならしめたといえよう。

本研究は、上記の一連の実証的・経験的考察を支える理論的作業の成果として(中村,2005)を上梓した。そのなかで、ハンセン病経験者を〈人権侵害の被害者〉としてのみ一元化させて捉え、同時にハンセン病療養所を隔離に代表される人権侵害のアリーナに一元化させて捉えるような視座(所謂「被害者史観」)を異化させ、ハンセン病経験者という社会的人格は、人権問題の被害者という局面を含みつつも、それのみには還元しえぬ多元的な社会的人格の持ち主(十分に目覚めた意識状態をもつ人格であれば誰にでも該当するような人格)として捉え返し、同時に隔離による人権侵害のアリーナでありつつも、それのみには還元しえぬ多元的な意味の世界／生世界 *Lebenswelt* として療養所を捉え返す理論社会学的な試みを、行った。

#### 4.4 今後の展望

4年間に亘る本研究の研究成果は上述のように整理できる。以下では、これらを踏まえ、今後の研究の展望を示しておきたい。

まず、本研究は、青木恵哉の〈救癒活動〉に照準したが、愛楽園構築に至るまでの彼の軌跡を緻密には追いきれなかった。従つて、今後、次の五点の研究課題が残された。

①1934年、青木は備瀬・後原の〈隔離所〉から屋部の東江新友宅に移り、「屋部の焼き討ち事件」が起きるまで、ここを拠点とした。この事件は、嵐山事件後のハンセン病患者に対する露骨な迫害／排除の問題として捉えられる。焼け出された青木ら一行は、隣のシマ・安和の浜辺でも、暴動に巻き込まれる手前までいた。追放された青木たちは、1935年、羽地内海に浮かぶ鳥葬墓地・ジャルマへ移動した。青木ら一行へのシマ人たちの暴力的な排除が、組織されていったのはなぜか。ここから「屋部時代の青木恵哉とハンセン病問題の変容」というテーマが浮上する。

②屋部世代の青木は1930・31年と二回に分けて購入した屋我地・大堂原の土地に上陸すべく、1935年12月に、〈もう一つの嵐山事件〉を計画・実行した。青木の同行者のうち、元気な者を嵐山に登らせ、衆目をひきつける間に、大堂原に上陸した。だが、済井出のシマ人により、大堂原に設置したテントは数度にわたり破壊された。この間の「大堂原事件」を、〈もう一つの嵐山事件〉として再構成し、考察する必要がある。

③「屋部の焼き討ち事件」は、偶然、星塚敬愛園長の林文雄や長島愛生園事務長の宮川量らをはじめとする「本土」からの視察団に目撃された。彼らは、この出来事を沖縄のハンセン病患者たちの惨状として問題視した

が、それが「本土」での沖縄への〈救癒活動〉の端緒となった。「沖縄MTL」の発足等、沖縄のハンセン病問題に対する支援活動が沖縄内外で本格化する時期として、沖縄のハンセン病問題にとって 1985 年がもつ意味を明らかにする必要がある。その際、不二出版近刊の MTL の資料(2009.5.)が重要な鍵を握る。  
④資料的制約が大きく、実証は困難が予想されるが、青木の大堂原の土地入手過程に関する調査研究が必要である。  
⑤明治期・大正期・昭和初期における新聞記事の検索、及び同時期における医療統計、公衆衛生、医療事情、疾病史等に関わる資料・文献の蒐集は、今後も継続する必要がある。

本研究を進めるなかで、戦前期沖縄のハンセン病問題の本質を捉える上で欠くことのできぬ上記の課題群が、みえてきた。

最後に、本研究対象の時代設定に触れておく。本研究課題は、「戦前期沖縄」という時代設定を試みた。だが、この時代設定の仕方はラフであった。始点を特定しない曖昧な時代設定を敢えて試みたのは、以下の理由による。ハンセン病関連の史料は、琉球王府時代の間切村内法にまで遡及することができると当初、考えていた。確かにハンセン病に関する慣習法的な規定が実在したことは十分に推測される。だが、研究の素材となる内法それ自体は、廃藩置県を享け、1879 年(明治 12)、沖縄縣発足と同時に「間切取調書」として、その 5 月に縣から成文化が命じられ、現在の史料が成立した。その成文化に際しては画一化された書式に定式化され、必ずしも各シマの内法全てが書き上げられたのではない以上、ハンセン病に関する規定が漏れた可能性は高い。更に、大正・昭和初期に刊行された新聞も、資料として完全な形で保存されているわけではなく、必要を満たすデータはみいだされてはいない。改めて沖縄戦による戦禍を再認識させられた。このような資料的制約のため、今回の時代設定の仕方は、成文化された内法を含みつつ、廃藩置県から沖縄戦終戦後の行政分離までの「旧沖縄縣時代」(1879-1946)という時代設定が妥当であった。

## 5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

- 〔雑誌論文〕(計 4 件)  
①中村文哉、2006、「ハンセン病問題と意味の問題系」、『保健医療社会学論集』、第 16 卷 2 号、52-65、査読有  
②中村文哉、2007、「複数の嵐山事件——『愛

楽園』開園前の沖縄におけるハンセン病問題の一位相——」、『山口県立大学社会福祉学部紀要』、13 号、73-105、査読無

- ③中村文哉、2008、「ハンセン病罹患者の〈居場所〉——沖縄社会と〈隔離所〉——」、『山口県立大学社会福祉学部紀要』、14 号、41-65、査読無  
④中村文哉、2009、「〈渡り〉が拓く〈もう一つの社会〉——後原〈隔離所〉時代の青木恵哉——」、『山口県立大学社会福祉学部紀要』、15 号、71-99、査読無

## 〔学会発表〕(計 5 件)

- ①中村文哉、「ハンセン病問題の社会学的問題系とその方法論について[シンポジウム B『ハンセン病問題からの問い』]」、日本保健医療社会学会、2005 年 5 月 15 日、熊本学園大  
②中村文哉、「社会的行為論と〈生きがい〉——シユツ・パーソンズ問題のための序論——」、第 3 回パーソンズセミナー・シンポジウム、2006 年 9 月 9 日、神戸大学  
③中村文哉、「複数の嵐山事件——『愛樂園』開園前の沖縄におけるハンセン病問題の一位相——」、日本社会学会、2006 年 10 月 28 日、立命館大学  
④中村文哉、「差別と生——差別の社会的構成とその異化——」、社会科学基礎論研究会第 8 回シンポジウム、2007 年 7 月 21 日、大正大学  
⑤中村文哉、「ハンセン病罹患者の〈居場所〉——沖縄社会と〈隔離所〉——」、日本社会学会、2007 年 11 月 18 日、関東学院大学

## 〔図書〕(計 1 件)

- ①中村文哉、「ハンセン病問題の社会学」、宇都宮京子編『よくわかる社会学』、ミネルヴァ書房、2006

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

中村 文哉 (NAKAMURA BUN' YA)  
山口県立大学・社会福祉学部・教授  
研究者番号: 90305798

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし